

倉吉市建設工事指名業者選定要綱

倉吉市建設工事指名業者選定要綱（平成12年6月15日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、倉吉市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条に規定する工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札（以下「入札」という。）に付する場合の建設業者（以下「業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（建設工事入札参加資格の審査）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の1第2項の規定により入札に参加する者の資格審査を行うため、必要な事項を定め告示するものとする。

2 入札参加を希望する業者は、別に定める建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長の定める期日にまでに提出し、資格審査を受けるものとする。

3 申請書の提出のあった業者について、その添付書類等により適格性を審査し、入札参加資格の有無を決定する。審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）のうち、令和元年倉吉市告示第76号別表の略称による土木一般、建築一般、電気工事、管工事及び水道施設工事（以下「格付工種」という。）を希望する倉吉市内に本店を有する者については、鳥取県県土整備部の所管に係る建設工事の発注における格付（以下「県格付」という。）を準用し、工事種類別に次表の等級にそれぞれ区分して格付を行うものとする。なお、水道施設工事の格付は管工事の格付を準用する。

発注工事の種類	区 分				
		A	B	C	D
土木一般工事	4等級	A	B	C	D
建築一般工事	3等級	A	B	C	—
電気工事	3等級	A	B	C	—
管工事 水道施設工事	3等級	A	B	C	—

4 前項の場合において、県格付の無い有資格者については、格付工種の種類別にそれぞれ、最下位の等級に格付するものとする。

5 同条第3項の規定による有資格者及び格付の有効期間は、2ヵ年度以内とする。ただし、格付においては、当該有効期間の格付等級が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するもの

とする。

6 格付は、次に掲げる場合において、それぞれに定めるところにより降格又は昇格させる場合を除き、有効期間中は変更しない。

- (1) 県格付が降格したときは降格
- (2) 県格付が昇格したときは昇格
- (3) 施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当したときは降格
(等級別発注請負対象設計金額の区分)

第3条 等級別に発注の標準とする請負対象設計金額（以下「発注標準額」という。）は次表のとおりとする。

等級	土木一般工事	建築一般工事	電気工事	管工事 水道施設工事
A級	2,500万円以上	2,500万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
B級	2,500万円未満 800万円以上	2,500万円未満 800万円以上	1,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満 600万円以上
C級	800万円未満 500万円以上	800万円未満	500万円未満	600万円未満
D級	500万円未満			

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の基準によらないことができる。

- (1) 特に緊急を要する場合
- (2) 特別な技術を必要とする場合
- (3) 特別な機械を必要とする場合
- (4) 発注標準額に対応する等級に第5条第2項で規定する入札業者数を満たさない場合
- (5) その他特別な事由のある場合

(指名業者数の決定)

第4条 指名業者の数は、次表のとおりとする。ただし、年度当初1回目及び2回目の指名業者の数については、別に定める。また、特別な事情等によりこれによりがたい場合は、倉吉市建設業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、市長が決定するものとする。

発注区分	指名業者数
10,000万円以上	公募型指名競争入札
10,000万円未満	5社以上

(指名業者の決定)

第5条 委員会は、管理計画課長から提出のあった審査資料に基づき、有資格者の施工能力等を考

慮し、指名業者としての適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による委員会の審査結果を踏まえて、指名業者を決定するものとする。

(指名業者の決定にあたっての留意事項)

第6条 指名業者の決定にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 有資格者の本店及び営業所（申請書に基づく営業所登録）の所在地による地域性、災害等の発生時における緊急応急工事の請負及び除雪業務等の受託による地域貢献活動並びに法の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値及び県格付による技術力等を考慮すること。
- (2) 工事の進捗状況が遅れているか、又は経営内容及び労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる有資格者については、その状態が改善されるまでの間は指名を差し控えること。
- (3) 同時に複数の工事を発注する場合においては、特定の業者への指名の偏重が生じないように、指名業者の決定に留意すること。

(公募型指名競争入札)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公募型指名競争入札の実施に関し必要な事項は、公募型指名競争入札実施要領（平成12年10月1日施行）に定めるところによる。

(総合評価指名競争入札)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合評価指名競争入札の実施に関し必要な事項は、倉吉市建設工事総合評価指名競争入札試行要綱（平成19年11月1日施行）に定めるところによる。

(随意契約)

第9条 随意契約を行う場合、その契約先は第2条第3項に規定する有資格者とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指名業者の選定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。